

重要文化財新指定答申文化財概要（三重県）

- 【名 称】^{み え け ん て ん ぱ く い せ き し ゅ つ ど ひ ん}三重県天白遺跡出土品
- 【員 数】163点、^{つけたり}附 1点
- 【所 在 地】三重県多気郡明和町竹川503（三重県埋蔵文化財センター）
- 【所 有 者】三重県
- 【年 代】縄文時代
- 【指定基準】土器、石器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 【概 要】

三重県天白遺跡出土品は、松阪市^{うれしの か も だ}嬉野釜生田町にある縄文時代後期中葉から晩期初頭（およそ3,500～3,000年前）の天白遺跡を調査した際に出土したものです。縄文土器に加えて、^{ど ぐ う}土偶や^{がんぐう}岩偶・^{せきぼう}石棒・^{せっけん}石剣などの祭祀道具、赤色顔料（^{すいぎんしゅ}水銀朱・ベンガラ）が付着した石器・土器および水銀朱の原料である^{しんしゃ}辰砂鉍石等で構成されます。

天白遺跡は三重県埋蔵文化財センターが平成4年に発掘調査を行い、西日本では少ない大規模な配石遺構群を伴うことから、平成12年に国の史跡に指定されました。

出土品のうち土偶は42点が指定される見通しであり、西日本における国指定品では、奈良県橿原遺跡出土品に次ぐ点数です。また、水銀朱付着の石器・土器および辰砂鉍石は、日本列島における水銀朱利用の初期事例であり、天白遺跡での生産と祭祀での使用をうかがわせます。

三重県天白遺跡出土品は、西日本を代表する縄文時代の祭祀を示す資料として貴重であり、その学術的価値はきわめて高いものです。



（出土品集合写真）



（出土土偶・岩偶^{ど ぐ う} ^{がんぐう}）